

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

１、令和７年第１回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第１号、議案第２号、議案第５号、議案第６号、議案第９号、議案第１０号及び議案第２１号ないし議案第３７号の以上２３件につきまして、理事者から説明願います。

○樽井市民生活部長 初めに、議案第１号、令和６年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管に関わる事項につきまして御説明申し上げます。

補正予算書を御覧ください。２２ページからになります。補正予算のうち、物価高騰により燃料費、光熱水費の増加に伴い補正する事業につきましては、２２ページから２５ページにかけてお示ししており、６事業で１千２５３万１千円となっております。その内訳につきましては、２２ページ、２款１項５目市民活動費の東部まちづくりセンター管理費で３０万８千円、２款１項１０目支所及び出張所費の神居支所及び神居古潭出張所管理費で１６万２千円、江丹別支所及び嵐山出張所管理費で２０万４千円、永山支所管理費で６２万１千円、東鷹栖支所管理費で２９万３千円、２５ページ、４款１項４目火葬場費の旭川聖苑管理費で１千９４万３千円となっており、財源につきましては、全額、一般財源で措置しております。

次に、戻りまして２２ページになりますが、２款３項１目戸籍住民基本台帳費の戸籍関係事務費２千１６９万３千円及び市民課ＤＸ推進費１千６８６万７千円についてであります。こちらはいずれもマイナンバー法等の一部改正に伴い、戸籍の記載事項として氏名に振り仮名を追加するために要する経費であります。

まず、戸籍関係事務費につきましては、本市に本籍地を有する方に対し、戸籍に記載される予定の振り仮名情報を通知するための通知書作成に係る委託料と当該通知書の発送に要する郵送料、また、市民課ＤＸ推進費につきましては、戸籍に記載されます氏名の振り仮名を住民票等に記載するための住民基本台帳システムの改修に要する費用等を補正しようとするものであります。財源につきましては、全額、国庫補助金で措置しております。いずれの事業も年度内に完了しないことから、補正額の全額を令和７年度に繰越ししようとするものであり、３ページに戻りまして、第２表、繰越明許費補正（追加分）の２段目及び３段目に記載しております。

次に、５ページ第３表、債務負担行為補正（追加分）についてでございます。２段目の旭川市市民活動交流センター指定管理料から４段目の旭川市末広地域活動センター指定管理料まで、１つ飛ばしまして６段目、旭川市西神楽農業構造改善センター指定管理料につきましては、市民生活部が所管する計１５施設の指定管理者を指定することに伴い、令和７年度から令和１１年度までの５年間、指定管理料について債務負担行為を設定しようとするものであります。

同じく、上から５段目、旭川市末広地域活動センター公共表示型看板維持管理委託料につきましては、センターの位置を分かりやすくするために、電柱に設置した案内板を維持管理するための委託料について、令和７年度から令和１１年度までの５年間、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、議案を御覧ください。議案第23号から議案第37号まででございますが、いずれも地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に関し議会の議決を得ようとするものであります。議案第23号につきましては、旭川市西神楽農業構造改善センターの指定管理者に西神楽センター運営委員会を、議案第24号につきましては、旭川市市民活動交流センターの指定管理者に特定非営利活動法人旭川NPOサポートセンターを、議案第25号につきましては、旭川市末広地域活動センターの指定管理者に旭川市末広地域活動センター運営委員会を指定しようとするものであります。議案第26号から議案第29号までにつきましては、旭川市東部住民センターほか3か所の住民センターの指定管理者に各住民センター運営委員会を指定しようとするものでございます。議案第30号から議案第37号までにつきましては、旭川市末広地区センターほか7か所の地区センターの指定管理者に各地区センター運営委員会を指定しようとするものでございます。いずれの施設につきましても、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、その管理を行わせようとするもので、選定に当たりましては、旭川市市民活動交流センターは、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき公募を行い、申請書類のほか、応募団体からのプレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、その他の施設につきましては、各センター条例の規定に基づき、公募することなく特定の者に申請書等の提出を求め、審査を行い、選定したところであります。

以上、よろしくお願いいたします。

〇川邊福祉保険部長 福祉保険部所管の令和7年第1回定例会補正予算について、御説明いたします。

まず、議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算です。補正の理由が前年度に交付を受けた国庫補助金等の精算に伴う償還のみの事業は、個別説明は省略させていただきますが、補正予算書の23から24ページにかけて、8事業で合計5千660万3千円を補正いたします。財源は、諸収入が42万円、一般財源が5千618万3千円です。

続いて、それ以外のものについて御説明をいたします。補正予算書23ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の重度心身障害者医療費助成費につきましては、受診件数の増加に伴う手数料として48万5千円を補正いたします。財源は、道支出金が24万2千円、一般財源が24万3千円です。

次に、障害者自立支援給付費につきましては、平成30年度から令和5年度に交付を受けた国庫負担金等の精算に伴う償還金として5千651万9千円、障害福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費として6億9千261万3千円、審査請求件数等の増加に伴う手数料として76万5千円の合計7億4千989万7千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が3億4千630万6千円、道支出金が1億7千315万3千円、一般財源が2億3千43万8千円となります。

次に、障害者地域生活支援事業費につきましては、日常生活用具の給付件数の増加に伴う扶助費として301万円を補正いたします。財源は、国庫支出金が150万4千円、道支出金が75万2千円、一般財源が75万4千円です。

次に、障害者福祉施設等整備補助金につきましては、障害者福祉サービス事業所が行う施設整備に対する補助金として1千386万円を補正いたします。財源は、国庫支出金が924万円、一般財源が462万円です。

次に、視覚障害者情報提供推進費につきましては、国の制度改正に伴い増額する視覚障害者情報提供施設への補助金として２７２万１千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が１３６万円、一般財源が１３６万１千円でございます。

次に、障害福祉サービス等熱中症対策推進費につきましては、障害児支援事業所や障害者支援施設が熱中症対策のために整備する冷房設備等の導入に対する補助金として７６６万３千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が５１０万５千円、一般財源が２５５万８千円です。

３目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、介護サービス事業所が行う施設整備に対する補助金として１億１千３１９万円、事業所廃止により財産処分があったことに伴う国への償還金として９１万３千円で、合計１億１千４１０万３千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が８千３１９万円、諸収入が９１万３千円、一般財源が３千万円になります。

次に、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、高額介護サービス受給件数の増等に伴う繰出金として９７９万２千円を補正いたします。財源は、全額、一般財源です。

次に、老人施設等措置費につきましては、処遇改善支援加算の算定方法の確定等に伴い増額となる扶助費として５３８万７千円を補正いたします。財源は、全額、一般財源です。

次に、高齢者バス料金助成費につきましては、乗車運賃の値上げに伴う扶助費として１千５５２万７千円を補正いたします。財源は、全額、一般財源です。

次に、介護人材確保支援費につきましては、訪問介護等サービス事業所が行う人材確保体制構築に対する補助金として２００万円を補正いたします。財源は、国庫支出金が１３３万３千円、一般財源が６６万７千円です。

次に、５目国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、郵便料金改定に伴う繰出金として１８９万２千円を補正いたします。財源は、全額、一般財源です。

次に、２４ページに移りますが、６目後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療健診受診者の増加に伴う繰出金として３４０万３千円を補正いたします。財源は、諸収入が１６８万５千円、一般財源が１７１万８千円です。

２項２目児童措置費の障害児通所給付費につきましては、前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として２千２３１万２千円、障害児通所支援の利用者の増加等に伴う扶助費として２億６千５８９万７千円の合計２億８千８２０万９千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が１億３千２９４万８千円、道支出金が６千６４７万４千円、一般財源が８千８７８万７千円になります。

次に、２５ページになりますが、３項２目扶助費の生活保護等費につきましては、前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として８千８９４万６千円、医療扶助費等の増加に伴う扶助費として１億６千４１３万８千円で、合計２億５千３０８万４千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が１億２千３１０万３千円、一般財源が１億２千９９８万１千円です。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。補正予算書３ページを御覧ください。福祉保険部所管分は、第２表、繰越明許費補正（追加分）の表中、３款１項社会福祉費に掲げる４事業となります。いずれもただいま御説明いたしました補正額の全部または一部を令和７年度に繰り越し、事業を実施しようとするものであります。

次に、債務負担行為補正でございます。補正予算書５ページを御覧ください。第３表、債務負担

行為補正（追加分）のうち、上から7つ目の引取人のない遺体移送業務委託料と8つ目の春光台汚水処理施設解体準備費について、今年度中に契約を行う必要があるため設定しようとするものでございます。

続きまして、議案第2号、令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算になります。補正予算書39ページを御覧ください。1款2項1目の保険料賦課徴収費につきましては、郵便料金改定による郵送料の増額で202万6千円を補正いたします。財源は、道支出金が13万4千円、繰入金が189万2千円になります。

次に、2款5項1目の葬祭費につきましては、支給件数の増加に伴う補助金として54万円を補正いたします。財源は、全額、道支出金です。

次に、7款1項1目の国民健康保険事業準備基金積立金につきましては、利子収入の増額に伴う積立金として177万1千円を補正いたします。財源は、全額、財産収入です。

続いて、議案第5号、令和6年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算になります。補正予算書46ページを御覧ください。1款1項1目の管理事務費、同じく2項1目の介護保険料賦課徴収費につきましては、郵便料金改定による郵送料の増額で、それぞれ77万5千円、45万6千円を補正いたします。財源は、全額、繰入金になります。

次に、2款1項1目の居宅介護福祉用具購入費、同じく2項1目高額介護サービス費につきましては、受給件数の増加に伴う負担金としてそれぞれ822万6千円、5千528万2千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が1千738万7千円、道支出金が793万8千円、繰入金が2千103万6千円、支払基金交付金が1千714万7千円になります。

次に、47ページに移りまして、3款3項2目、家族介護支援事業費につきましては、利用者の増加に伴う扶助費として324万円を補正いたします。財源は、国庫支出金が124万8千円、道支出金が62万3千円、繰入金が136万9千円です。

次に、5款1項1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、利子収入の増額に伴う積立金として585万5千円を補正いたします。財源は、全額、財産収入です。

続いて、議案第6号、令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算になります。補正予算書48ページを御覧ください。1款1項1目、管理事務費につきましては、後期高齢者医療健診受診者の増加に伴う委託料として340万3千円を補正いたします。財源は、全額、繰入金になります。

以上が、今回提案しております補正予算概要になります。よろしくお願い申し上げます。

○田村保健所地域保健担当部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の25ページを御覧ください。まず初めに、4款1項2目予防費のがん対策費408万3千円についてであります。がん検診におきまして、受診者数が当初予算の見込みを上回ったことによる検診業務委託料408万円及び前年度に交付を受けましたがん検診に係る国庫補助金精算に伴います償還金3千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額、一般財源であります。

次に、歯科保健推進費61万9千円についてであります。今年度から開始いたしました後期高齢者歯科健診におきまして、受診者数が当初予算の見込みを上回ったことによる健診業務委託料を補

正しようとするものであります。財源は、後期高齢者医療広域連合受託事業収入が５６万９千円、一般財源が５万円となっております。

次に、予防接種費３千８５５万円についてであります。本年度はＨＰＶワクチンキャッチアップ接種の最終年度でありましたことから、接種者数が大きく増加し、また、市外でのＨＰＶワクチンの接種希望者も増加したことによりまして、予算に不足が生じたため、委託料３千２９３万２千円及び補助金４４４万５千円を補正するものであります。また、このほか前年度に交付を受けました感染症予防事業費等国庫補助金の精算に伴う償還金１１７万３千円を計上しております。財源は、全額、一般財源であります。

次に、前年度に交付を受けました国庫補助金及び負担金の精算に伴う償還金のみ補正するものが６件ございますが、いずれも予防費の健康推進管理事務費３千円、健康増進対策費１万４千円、感染症予防対策費１２万５千円、結核医療費公費負担事業費４万３千円、感染症対策費７１９万６千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費２億４千７３６万３千円であり、財源は、いずれも全額、一般財源となっております。

以上が、保健所所管分の補正予算の概要でございます。

続きまして、条例改正について御説明させていただきます。議案第１０号、旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、令和７年４月１日付で行う組織改正に伴い新設する部の事務分掌等を定めるものであります。本案は、全国的な医師不足の状況を踏まえ、公衆衛生医として保健所長を安定的に確保することなどを目的として組織改正を行うもので、具体的には、部としての保健所を廃止し、健康保健部を新たに立ち上げ、その中に保健所を設置、保健所長の所掌範囲を公衆衛生業務に特化いたします。また、健康保健部の構成は７課体制とし、部の直下に保健総務課、健康推進課、動物愛護センターの３課を配置し、保健所には、医務薬務課、保健予防課、衛生検査課、食肉衛生検査所の４課を配置し、新たな保健所長は、当該４課を所掌する次長職として配置いたします。これらの変更に伴い、保健所内の分掌事務を整理するとともに、関係する条例について所要の改正をしようとするものであります。施行日につきましては、令和７年４月１日としております。

保健所所管分については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○太田環境部長 議案第１号、令和６年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管に係る事項につきまして御説明を申し上げます。

旭川市一般会計補正予算の５ページを御覧ください。５ページの第３表、債務負担行為補正（追加分）についてでございます。表の下から２つ目になりますが、指定ごみ袋製造費につきましては、市民が購入する指定ごみ袋の必要量を確保するため、現在の在庫状況を踏まえ、今年度末までに製造の契約を行う必要がありますことから、債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和７年度、限度額は１億１千９５２万７千円となっております。なお、主な財源は、家庭ごみ処理手数料及び指定ごみ袋広告掲載料となっております。

続きまして、その下でございますクリーンセンター高圧受電設備改修工事費につきましては、老朽化したクリーンセンターの高圧受電設備を改修するものでございますが、更新機器の納期が約半年かかることや、停電工事を伴うことに加え、電力需要が増す冬季前までに工事を完了させる必要があることなどから、今年度末までに契約を締結するものとして、債務負担行為を設定するもので

ございます。期間は令和7年度、限度額は970万円となっております。財源は、全額、一般財源となっております。

最後に7ページを御覧ください。7ページの上から4つ目でございます、令和7年度分施設維持管理業務等委託料の8億7千411万6千円のうち、環境部所管分について御説明をさせていただきます。

環境部所管分の委託料といたしましては、旭川市環境センター運転管理業務委託料として8千33万3千円、中園廃棄物最終処分場管理業務委託料として4千891万7千円、旭川市廃棄物処分場埋立作業等業務委託料として2億925万3千円、旭川市廃棄物処分場浸出水処理施設維持管理業務委託料として9千287万3千円、大気環境測定機器保守点検業務委託料として1千543万3千円、近文リサイクルプラザ選別設備定期点検整備業務委託料として129万5千円、合計で4億4千810万4千円となっております。

環境部からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和7年第1回定例会提出議案のうち、市立旭川病院が所管するものにつきまして順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第9号、令和6年度旭川市病院事業会計補正予算になりますが、こちらは補正予算書の57ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算補正と債務負担行為の追加になりますが、歳入歳出予算補正では3つの要素がありまして、1点目は、薬品費及び診療材料費の増加に伴う材料費の増額、2点目は、平成30年及び令和5年に発生いたしました医療事故2件につきまして、和解あるいは示談に至ったことによる賠償金の支出、3点目は歳入のみになりますが、決算見込みにおいて、一般会計繰入金の積算に関わる経費等の増減があったことに伴う一般会計負担金の増額となっております。

補正予算書57ページ、実施計画の収益的収入及び支出でお示ししておりますとおり、まず1点目の材料費の増額につきましては、中ほどの支出の部、1款1項2目材料費で2億3千600万円を増額し、その財源といたしまして上段の収入の部、1款1項1目入院収益で1億2千119万1千円、2目外来収益で1億1千480万9千円を追加しようとするものでございます。

次に、2点目の賠償金の支出といたしまして、支出の部、1款1項3目経費で5千137万6千円を増額し、この財源といたしまして収入の部、1款3項5目その他医業外収益で同額を追加しようとするものでございます。

また、3点目の一般会計負担金の増額分といたしましては、収入の部、1款4項1目本院で3千769万1千円を高度及び特殊医療不採算額の増加等により増額し、また、ふるさと納税につきまして、当院への寄附金額が当初予算額を上回る見込みとなりましたことから、下段の資本的収入及び支出でお示ししておりますとおり、収入の部、1款2項1目一般会計負担金で636万7千円を増額しようとするものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、次の58ページになりますけれども、債務負担行為に関する調書にお示ししておりますとおり、令和7年度分医療廃棄物運搬及び処分業務等委託料、循環器用超音波画像診断装置賃借料の2件について、新たに債務負担行為を設定しようとするものでございます。

補正予算については以上になります。

続きまして、議案第２１号及び議案第２２号、損害賠償の額を定めることにつきまして、事故報告書により御説明を申し上げます。そちらを御覧いただきたいと存じます。

まず、議案第２１号になりますが、平成３０年３月２２日に実施をいたしました手術におきまして、出血性ショックにより患者様が亡くなられたものであり、訴訟継続中の事案でございます。このたび、札幌高等裁判所から和解案の提示があり、その損害賠償の額を４００万円として解決することで患者様の御遺族と合意を得ましたので、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第２２号につきましては、令和５年８月１０日に実施した手術におきまして、人工心肺の操作誤りにより空気が大動脈に誤送され、脳浮腫を発症し、患者様が亡くなられた事案であります。このたび、その損害賠償の額を４千７３７万５千３３６円として解決することで患者様の御遺族との合意を得ましたので、議会の議決を得ようとするものでございます。

今回の医療行為におけます事故につきまして、心からおわびを申し上げますとともに、今後、再発防止に向けて十分注意をしてまいりたいというふうに存じております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前１０時２９分